



Kanazawa University Repository for Academic resources

Title	ペルシャ湾保護国とイギリス帝国 : 脱植民地化の再検討
Author(s)	佐藤, 尚平
Citation	国際政治 = International Relations, 164: 143-154
Issue Date	2011-02
Туре	Journal Article
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/2297/36681
Right	Copyright © 日本国際政治学会 The Japan Association of International Relations 許可を得て登録

^{*}KURAに登録されているコンテンツの著作権は,執筆者,出版社(学協会)などが有します。

^{*}KURAに登録されているコンテンツの利用については,著作権法に規定されている私的使用や引用などの範囲内で行ってください。

^{*}著作権法に規定されている私的使用や引用などの範囲を超える利用を行う場合には,著作権者の許諾を得てください。ただし,著作権者 から著作権等管理事業者(学術著作権協会,日本著作出版権管理システムなど)に権利委託されているコンテンツの利用手続については , 各著作権等管理事業者に確認してください。

「国際政治研究の先端 8」(二〇一一年二月)日本国際政治学会編『国際政治』第16号 抜刷

ペルシャ湾保護国とイギリス帝国

-脱植民地化の再検討----

藤 尚

佐

平

、ルシャ湾保護国とイギリス帝国

―脱植民地化の再検討―

佐藤尚平

はじめに

一般に、民族自決の原則を標榜した脱植民地化運動により、主権かれたのはペルシャ湾だった。ヨーロッパ諸帝国の競争が激化してでの地域を指すが、この言葉が初めて使用された時、その中心に置での地域を指すが、この言葉が初めて使用された時、その中心に置での地域を指すが、この言葉が初めて使用された時、その中心に置での地域を指すが、この言葉が初めて使用された時、その中心に置での地域を指すが、この言葉が初めて使用された時、その中心に置での地域を指すが、この言葉が初めて使用された時、その中心に置での地域を指すが、この言葉が初めて使用された時、その中心に置での地域を指すが、この言葉が初めて使用された時、その中心に置での地域を指すが、この言葉が初めて使用された時、その中心に置いたって、非常に重要な示唆を与えてくれることである。しから日、中東」と言えば、広くは北アフリカからアフガニスタンまでの地域を指すが、この言葉が初めて使用された時、その中心に置いたって、非常に重要な示唆を与えてくれることである。

地化として分析することができる。

地化として分析することができる。
国家体制がヨーロッパ諸帝国から旧植民地に輸出されたと語られる国家体制がヨーロッパ諸帝国から旧植民地に輸出されたと語られることが多い。ペルシャ湾においても、例えば南岸部にあるアラブ首ととが多い。ペルシャ湾においても、例えば南岸部にあるアラブ首国家体制がヨーロッパ諸帝国から旧植民地に輸出されたと語られる国家体制がヨーロッパ諸帝国から旧植民地に輸出されたと語られる国家体制がヨーロッパ諸帝国から旧植民地に輸出されたと語られる国家体制がヨーロッパ諸帝国から旧植民地に輸出されたと語られる国家体制がヨーロッパ諸帝国から旧植民地に輸出されたと語られる国家体制がヨーロッパ諸帝国から旧植民地に輸出されたと語られる国家体制がヨーロッパ諸帝国から旧植民地に輸出されたと語られる国家体制がヨーロッパ諸帝国から旧植民地に輸出されたと語られる

たのだろうか。そして、この両者の関係性は、三国が一九七一年に保護国は、イギリス帝国とどのような関係を保ちながら発展してき影響力を持たなかったことである。それでは、そもそもペルシャ湾(4)ショナリズムが、一九七一年の新三国の誕生にあたってはほとんどここで注目すべきことは、一九五〇年代に高揚したアラブ・ナ

の歴史的な関係を解明する。
このような問題意識にもとづいてイギリス帝国とペルシャ湾南岸と近年、日本でも脱植民地化をめぐる議論が進んでいるが、本稿では、近年、日本でも脱植民地化をめぐる議論が進んでいるが、本稿では、うか。さらに、これらの歴史的な問いは、脱植民地化と主権国家体別が、また、これらの歴史的な問いは、脱植民地化と主権国家体別が、

のである。

いかという見方を提示する。
いかという見方を提示する。
いかという見方を提示する。
いかという見方を提示する。
いかという見方を提示する。
においては、脱植民地化は、民族自決を標榜した闘争ではなく、
地域にどのような影響を与えたかを論じ、つづく「三」では、一九地域にどのような影響を与えたかを論じ、つづく「三」では、一九世域にどのような影響を与えたかを論じ、つづく「三」では、一九世域にどのような影響を与えたかを論じ、つづく「三」では、一九世域にどのような影響を与えたかを論じ、つづく「三」では、一九世域についての先行研究を検討する。

一 「海賊」と主権

シャ側とオマーン湾のマスカットに商館等を置き南側は「海賊海岸」格化するのは、一九世紀まで待たれる。それまでイギリスは、ペル残っている。しかし、イギリスとペルシャ湾南側沿岸部の関係が本ド)人がサファヴィー朝のアッバース一世に謁見したとの記録がインド会社が設立される前、一六世紀末にはイギリス(イングランイギリス帝国とペルシャ湾の歴史は意外に古い。まだイギリス東イギリス帝国とペルシャ湾の歴史は意外に古い。まだイギリス東

区分を過度に強調したり、支配従属の二元論を絶対的な前提としてるということが指摘できる。こうした研究は、欧米と非欧米世界のたちの過去と現在を正当化するための語りを模索している段階にあ

一九世紀前半、インドから艦隊を派遣し、武力による解決を図ったとして敬遠していたが、インドとの通信、通商の重要性が増す中、

源的な問題とも深く関わっているからである。術的な問題を超えて、誰が、何のために、歴史を描くのかという根にさを端的にあらわしている。それは、史料へのアクセスなどの技解釈こそ、ペルシャ湾南岸とイギリス帝国についての歴史研究の難の活動とは何だったのだろうか。実は、この「海賊」問題をめぐるしかし、そもそもイギリスの目に「海賊行為」と映った現地勢力しかし、そもそもイギリスの目に「海賊行為」と映った現地勢力

題もあるが、より根本的な理由としては、どちらの側も、まだ自分別々の首長国を成している)を拠点に行った外国船に対する排斥運動であった。しかし、現シャルジャ首長によれば、そのような一方動であった。しかし、現シャルジャ首長によれば、そのような一方動であった。しかし、現シャルジャ首長によれば、そのような一方動であった。しかし、現シャルジャ首長によれば、そのような一方動であった。しかし、現シャルジャ首長によれば、そのような一方動であった。しかし、現シャルジャ首長によれば、そのような一方動であった。しかし、現シャルジャ首長によれば、そのような一方動であった。しかし、現シャルジャ目長によれば、そのような一方がな語りにあった。この背景には、史料の制約という技術的な問がある。(9)のな語りこそ勝者による歴史の塗り替えに他ならないのである。(9)のな語が表し、イギリスの帝国主義政策に好意的な研究によれば、「海賊行為」とは、イギリスの帝国主義政策に好意的な研究によれば、「海賊行為」とは、イギリスの帝国主義政策に好意的な研究によれば、「海賊行為」というない。

ンリーらの研究の潮流を継承しつつ、特に次節以降は一次史料を用 歴史を描く傾向にある。しかし幸いなことに、近年、 る交渉を検討する。 を投じたジェイムズ・オンリーも、その一人である。本稿では、オ 出てきている。豊富な一次史料に基づいて、海賊論争に新たな一石 公開も受けて、そのように二項対立化した歴史観を打破する研究も いて、これまで詳しく検討されてこなかったペルシャ湾現地におけ 新たな史料の

介入を求めたのである。 (16)が、他の勢力から自らの地位を保全するためにイギリスの積極的なが、他の勢力から自らの地位を保全するためにイギリスの積極的な 域そのものに対してはほとんど関心を持っていなかったということ 海事休戦条約などに発展していく。ここで注意すべきことは、当初(5) 結んだ。これ以降イギリスとペルシャ湾南岸との関係が本格化し、 ス・アル・ハイマに至る沿岸部の支配者らとの間で一般和平条約を ○年初頭、イギリスが勝利し、カワーシム家含めアブダビからラア 傲慢ないし無知からイギリスが通行料の支払いを拒否したため、 のイギリスの目的はあくまでインドとの通信・通商にあり、沿岸地 から艦隊を派遣し、武力による制圧を図った。最終的には、一八二 たと指摘するが、いずれにせよイギリスは、二回にわたってインド ルズ・デイビスは、海賊行為に相当する活動が行われることもあっ ワーシム家がイギリス船を攻撃し出したのであった。一方、チャー 目でカワーシム家に通行料を払うことが慣例となっていたのだが、 オンリーによれば、それまでペルシャ湾を往来する船は様々な名 一般和平条約を締結した後は、むしろペルシャ湾の首長ら

る。

際秩序に接収する付随的な効果があったのである。 (エヒ) 旦は建前として相手を対等な相手と見なさなければならないのであ る国家の存在を前提にしている。不平等な条約を結ぶためには、 らを国家の元首と認定するという行為は、それぞれの元首が統治す らにいかに不利な条件を飲ませようとも、そもそも近代ヨーロッパ 約を結んだ支配者らが、それぞれ独立した国の元首とみなされたと ス自らが「海賊」呼んだ人々を、形の上では近代ヨーロッパ型の国 相手を国家の元首と認めなければならないからである。しかも、 の国家理念に従って条約を締結するからには、少なくとも形式上は、 イギリスの対ペルシャ湾政策の付随的な結果として、イギリスと条 いうことである。なぜならば、イギリスがペルシャ湾南岸の支配者 以上が近年の研究による分析であるが、本稿が着目したい点は、 したがって、イギリスの対ペルシャ湾政策には、 かつてイギリ

ある。 らの地位の保全のために利用していた側面があったということで とも軍事的には、ペルシャ湾の首長らがイギリス帝国の保護を自 ることは興味深い課題だが、本稿にとってより重要な点は、(9) の国家や国際関係をどのように捉えていたのか。この疑問を追究す パとは違う知的文化的伝統の中で生きていた人々が、ヨーロッパ型 はそもそも理解していたかということは、別問題である。 もちろん、以上の手続きを現地の人々が実際に求めたか、 310 ッ

条約により、 別の角度から見れば、一八二〇年の一般平和条約とそれに続く各 ペルシャ湾南岸は、「ペルシャ湾保護国」として国家

収されたと言える。

帝国主義と主権国家体制のハイブリッド型の重層的な国際関係に接

る。つまり、これらの諸国は、イギリスと結んだ諸条約によって、び軍事面ではイギリス帝国の統制下に置かれることになったのであえる。具体的には、内政面では大幅な自治が認められつつ、外交及の人格を与えられ、同時に広義のイギリス帝国に組み込まれたと言

あったと言える。 あったと言える。 あったと言える。 の帝国と呼ぶことがある。アルゼンチンなどの例とは若干性質が異地でなくとも実質的には帝国の統制下に置かれた地域を、非公式地でなくとも実質的には帝国の統制下に置かれた地域を、非公式でるが、ペルシャ湾保護国もまた、イギリスにとっても都合の良いものこうして築かれた関係は、イギリスにとっても都合の良いものこうして築かれた関係は、イギリスにとっても都合の良いもの

カイワイン、ラアス・アル・ハイマ、フジャイラ)に焦点を当てる。(32)ル、アブダビ、ドバイ、シャルジャ、アジュマーン、ウンム・アル・ではその直接の系譜に当たる九つの保護国(バーレーン、カター下ではその直接の系譜に当たる九つの保護国(バーレーン、カタール、アブダビ、ドバイ、シャルジャ、アジュマーン、ヴンム・アル・なお、この地域におけるイギリスの非公式帝国にはオマーンとクなお、この地域におけるイギリスの非公式帝国にはオマーンとク

| 石油と国境

注目され始めたことである。

注目され始めたことである。

は、イギリスのペルシャ湾におかれていた。一九四七年のインド独立後はインド帝国の統制下におかれていた。一九四七年のインド独立後はインド帝国の統制下におかれていた。一九四七年のインド独立後にイギリス空軍の基地が造られ、ペルシャ湾保護国との関係が挙げられる。一つは、一九三〇年代からバーレーンとシャルジャが挙げられる。一つは、一九三〇年代からバーレーンとシャルジャが挙げられる。一つは、一九三〇年代からバーレーンとシャルジャが挙げられる。一つは、一九三〇年代からバーレーンとシャルジャが挙げられる。一つは、一九三〇年代からバーレーンとシャルジャでは、イギリスのペルシャ湾における非公式帝国は、一九世紀後半以降イギリスのペルシャ湾における非公式帝国は、一九世紀後半以降

なのは、石油利権がもたらした領域性の問題である。 しかし、さらに重要なのは、石油の発見である。一九三二年に しかし、さらに重要なのは、石油の発見である。一九三二年に しかし、さらに重要なのは、石油の発見である。一九三二年に しかし、さらに重要なのは、石油の発見である。一九三二年に

や領域については二次的な関心しか持っていなかった。しかも、本するためにペルシャ湾保護国と関わってきただけであり、その内政石油がとれるまで、イギリスはあくまで通商や通信の経路を保全

ペルシャ湾保護国とイギリス帝国

にしなければならないからである。(25)(25)を採掘し取引するためには、その土地が誰の統治下にあるかを明確 されると、保護国の国境の画定が重要な課題として浮上する。石油 必ずしも親和性の高いものではなかった。しかし、一度石油が発見 で流動的であり、固定的な領域区分を前提とする主権国家体制とは

来遊牧民や海洋民の多いペルシャ湾南岸地域の社会構造は、重層的

護国の事実上の国境画定作業であった。(26) けた後、バーレーンに赴任した彼を待っていたのは、ペルシャ湾保 専門家となる。イギリスとレバノンでアラビストとしての訓練を受 を志していたが、試験の成績に恵まれず、やむなくアラビア語圏の 後、ケンブリッジ大学で歴史学を学んだ。冷戦の幕開けに外務省に 九年にロンドンの中産階級の家庭に生まれ、海軍で兵役を終えた 受けたクーデターに遭い失脚した。ペルシャ湾北岸が混乱を迎える 入省したウォーカーは、当初は東欧かソビエトの専門家となること ペルシャ湾保護国の国境を明確に把握しておく必要があったのだ。 湾保護国の地図の作成を命じる。石油が国際紛争の焦点となる中、 状況を背景に、イギリス外務省は、一人の若手外交官に、ペルシャ ろ盾にサウジアラビアがイギリスと武力衝突を起こした。こうした 会社を国有化したが、間もなくイギリスと米国の諜報機関の支援を ジュリアン・ウォーカーというこのイギリス人外交官は、一九二 一九五〇年代前半、イランではモサッデクがイギリス資本の石油 南岸のアラビア半島の内陸部でも、石油をめぐって、米国を後

> りも、当時イギリスがサウジアラビアと抱えていた国境紛争にとっ その後のペルシャ湾保護国の国境の基礎となった。 (22)は「ウォーカー氏のジグソー・パズル」と呼ばれることもあったが、 て不都合だったのである。あまりにも複雑なこの地図は、同僚から と裏を使い分けて点と線を結びながら描いた地図は、しかし、上司 間の同盟や対立、砂漠における武力衝突などを根拠に、万年筆の表 過去について話す際に、具体的にいつのことなのかを明確にしない の期待に沿うものではなかった。飛び地や共同統治領が多く、 しながらランド・ローバーに乗って各地を廻り、井戸の使用、 アラビア語表現もウォーカーを悩ませた。彼が世界観の違いに難渋 いない人々の生活から国境線を抽出するのは容易なことではない。

したことが記録されている。(30) 恩恵を受けたことは間違いない。たとえば、ラアス・アル・ハイマ の首長は、石油の大規模な採掘を見込んで石油会社と積極的に交渉 示したということは確認できないが、彼らが石油の利権から多大な 一方、ペルシャ湾の首長らが国境の画定作業自体に大きな関心を

脱植民地化と主権の公式化

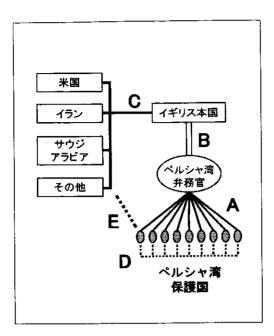
Ξ

性を持ち込んだ結果、一九六〇年代に入る頃にはペルシャ湾保護国 を取り囲む国際政治は、 家体制の影を落とし、さらに石油利権をめぐる思惑が固定的な領域 ここで重要なのは、ペルシャ湾保護国、それをイギリス本国とと 一九世紀以降のイギリスの対「海賊」政策がペルシャ湾に主権国 図のような様相を呈していた。

地図の作成と言っても、そもそも固定的な空間概念の中で生きて

もにゆるやかに囲むイギリス帝国、

さらにそれらを内包する主権国



主権国家体制 ギリス 帝 米国 イギリス本国 イラン サウジ アラビア その他 000000000 ペルシャ湾

図2 公式と非公式の外交関係

重層的な主権国家体制 図 1

対外関係を一任していたのである。(31)

よってペルシャ湾保護国の対外

次の四層に分けて考えることが出来る。

いたが、各保護国は、それぞれ個別にイギリスと関係を取り結び、 イギリス外務省はバーレーンにペルシャ湾弁務官の事務所を置いて に包含された存在ではなかったことにも注目すべきである(図2)。 していたという点だ(図1)。さらに、九つの保護国が必ずしも一つ 家体制全体という三者が、排他的ではなく重層的な構造の中で共存

層 層 九つの保護国同士が、 九つの保護国が、個別に、ペルシャ湾弁務官を通じて それぞれと間接的に交渉する(A)公式の経路 渉する(C)公式の経路 (A)、イギリス本国を介して (B)、その外側の国家と交 一旦ペルシャ湾弁務官を通じて、

第四層 九つの保護国が、 九つの保護国同士が、それぞれと直接交渉する(D) 公式の経路 個別に、 米国、イラン、 サウジアラビ

非

アなどの外側の国家と直接交渉する(E)

非公式の経路

果たしていたのである(第一層)。また、ペルシャ湾保護国が他国 シャ湾弁務官が九つの保護国同士の関係を取り持つハブ的な役割を シャ湾保護国の対外関係はイギリスに委託されていたので、 さらに注意すべきなのは、 ペルシャ湾弁務官の役割である。 ペ ペ ル ル

護国との間に立ち軋轢を緩衝する役割を果たしていた。交代するごとに振幅する傾向があったが、ペルシャ湾弁務官らが保た(第二層)。一方、イギリス本国の対ペルシャ湾政策は、政権がと交渉する場合も、公式には、イギリスを介さなければならなかっ

たバーレーン、カタール、アブダビ、ドバイ、シャルジャ、アジュ これは、イギリスのペルシャ湾における非公式帝国が、四年以内に 七一年末までにペルシャ湾から軍事的に撤退することを宣言する。は「翌年1月」匡内からの批判を和らげるための方便として、一九 福祉政策の大幅な後退を余儀なくされた労働党のウィルソン政権 も変わることがなかった。ここで事態を一変させたのは、イギリス て、冷戦下における米国と石油会社の思惑が影響を及ぼしていた。(32) 公式に外交を行っていたが、その際にもイギリスの影響力を利用し 幕を閉じることを意味した。すなわち、それまで別個に存在してい 対的な凋落は度々経済危機を引き起こしていたが、遂に一九六七年 国内からの圧力である。第二次世界大戦後、イギリスの経済力の相 危機や一九六〇年の「変化の風」演説以降の脱植民地化の嵐を経て れていたせいか、ペルシャ湾保護国の立場は、一九五六年のスエズ て交渉を進めることがあった。さらに、これらすべての段階におい マーン、ウンム・アル・カイワイン、ラアス・アル・ハイマ、フジャ 一一月、時の首相ウィルソンは平価切り下げを行う。これとともに このイギリスの保護体制と主権国家体制の二重構造によって守ら 他方、第三層と第四層ではペルシャ湾保護国が英国を介さず、 非

> する意思があることを文書で確認した。 (38)することを検討し始め、翌月には九保護国の首長全員が連合に参加することを検討し始め、翌月には九保護国の首長全員が連合に参加 ド・ビン・サイード・アール・マクトゥーム首長は、連合して独立 ド・ビン・スルターン・アール・ナヒヤーン首長とドバイのラーシ に、ペルシャ湾保護国の内の二大勢力であったアブダビのザーイ などの近隣諸国が介入してくることを、何よりも恐れたのである。 の必死さがうかがえる。イギリスからの後ろ盾を失うことでイラン ルートを通じてでも支払う用意があると申し出たところに、首長ら 算」を支払うこと自体は珍しいことではないが、必要とあらば極秘 ギリスに思い直すよう「懇願」し、軍事的駐留を継続するための「思(34) るいは近隣の国に吸収されるかという岐路に立たされたのである。 全独立への道を模索し始める。撤退宣言から一週間も経たない内 いと知ると、今度は素早くイギリスに見切りをつけ、自分たちで完 いやり予算」の支払いも提案した。駐留地域の政府が「思いやり予 か、そうでなければ何かしらの連合体を組んだ上で独立するか、 しかし、ペルシャ湾の首長らは、一度ウィルソン政権の意思が固 すぐに状況の深刻さを察知したペルシャ湾保護国の首長らは、 1 あ

問題は先送りされていく。一方、イギリス側では保守党が政権に返どのような形で独立を達成するのか、あるいはしないのか、肝心ながバーレーンを併合することを諦めただけで、九保護国が具体的にどなく頓挫する。その後三年間の間、目立った進展と言えばイランどなく頓挫する。その後三年間の間、目立った進展と言えばイランと、幕を開けたが、保護国間の不信感や近隣諸国の介入もあり、ほこうして九保護国全体で一つの独立国家を作るという計画が華々こうして九保護国全体で一つの独立国家を作るという計画が華々

イラの九保護国が、それぞれ別々に主権国家体制に完全参加する

長らくペルシャ湾を去っていたウォーカーだが、一九七一年の暑か付けた。こうしてアラブ首長国連邦が誕生した。 り付けた。こうしてアラブ首長国連邦が誕生した。 り付けた。こうしてアラブ首長国連邦が誕生した。 長らくペルシャ湾を去っていたウォーカーは車に乗って各保護国を渡り歩き、数日間のうちにシャルジャ、アジュマーン、ウンム・アル・カイワインとフジャイラの四保護国の首長から合意を取る・アル・カイワインとフジャイラの四保護国の首長から合意を取る・アル・カイワインとフジャイラの四保護国の首長から合意を取る・アル・カイワインとフジャイラの四保護国の首長から合意を取る・アル・カイワインとフジャイラの四保護国の首長から合意を取る・アル・カイワインとフジャイラの四保護国の首長から合意を取る・アル・カイワインとフジャイラの四保護国の首長から合意を取る・アル・カイワインとフジャイラの四保護国の首長が高いていたウォーカーだが、一九七一年の暑り付けた。こうしてアラブ首長国連邦が誕生した。

それぞれ単独で独立することを目指すが、バーレーンとカタールが一方、バーレーン、カタールとラアス・アル・ハイマの三か国は

体制の公式化とは、表裏一体の関係にあったと言える。脱植民地化体制の公式化とは、表裏一体の関係にあったと言える。脱植民地化は無碍に断られる。宙に浮いた格好になったラアス・アル・ハイマは無碍に断られる。宙に浮いた格好になったラアス・アル・ハイマは、翌年二月、やむなくUAEに合流する。つまり、民族自決の原則は、独立の過程には何ら直接的な貢献をしなかったのである。国史家ウィリアム・ロジャー・ルイスとロナルド・ロビンソンは、国史家ウィリアム・ロジャー・ルイスとロナルド・ロビンソンは、国史家ウィリアム・ロジャー・ルイスとロナルド・ロビンソンは、国史家ウィリアム・ロジャー・ルイスとロナルド・ロビンソンは、随間民地化が英米による帝国主義の再編成であった。イギリス帝国史家ウィリアム・ロジャー・ルイスとロナルド・ロビンソンは、「633」

「635]

「636]

「637]

「637]

「638]

「638]

「639]

「639]

「630]

「630]

「630]

「631]

「631]

「632]

「633]

「633]

「633]

「634]

「635]

「635]

「636]

「636]

「637]

「637]

「637]

「638]

「638]

「639]

「639]

「630]

「630]

「630]

「631]

「631]

「632]

「633]

「633]

「633]

「634]

「635]

「636]

「636]

「637]

「637]

「77]

「77]

「77]

「77]

「77]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78]

「78

おわりに

は、この両面から理解する必要があろう。

妥協と協力によって独立の枠組みを選ぶに至ったことを明らかにイギリス側の国内事情によって独立を押し付けられ、イギリスとの旧宗主国イギリスとの闘争を経て達成されたのではなく、むしろ、を目的とし、一九七一年のUAE、カタール、バーレーンの独立が本稿では、イギリス帝国とペルシャ湾南岸の関係を解明すること

Ť.

的に再検討することが必要なのではなかろうか。 出発点として、脱植民地化についての研究は、概ね民族自決の理想が 出発点として、脱植民地化についての研究は、概ね民族自決の理想が脱植民地化を推し進めたのではな として主権国家体制が拡大し定着したと言える。無論、この背景に として主権国家体制が拡大し定着したと言える。無論、この背景に として主権国家体制が拡大し定着したと言える。無論、この背景に として主権国家体制が拡大し定着したと言える。無論、この背景に として主権国家体制が拡大し定着したと言える。無論、この背景に として主権国家体制が拡大し定着したと言える。無論、この背景に として主権国家体制が拡大し定着したと言える。無論、この背景に として主権国家体制が拡大しに着したと言える。 無論、この背景に という事情もある。しかし、脱植民地化による という事情もある。とがして、脱植民地化による という事情もある。とがして、脱植民地化による という事情もある。とがし、脱植民地化による という事情もある。とがして、脱植民地化による という事情もある。とが必要なのではなかろうか。

- (¬) A. T. Mahan, Retrospect and Prospect: Studies in International Relations Naval and Political (Boston: Little, Brown and Company, 1902), pp. 235–237.
- (2) 例えば、ミキュラス・ファブリーは、民族自決の理想と国に、 Mikulas Fabry, Recognizing States: International Society and the Establishment of New States Since 1776 (Oxford: Oxford University Press, 2010), p. 9.
- えば、Habibur Rahman, The Emergence of Qatar: The Turbulentの一部であったことを否定する見方もある。この立場からは、一九(3) 三国(あるいはその前身の九保護国)がそもそもイギリス帝国

151

Years, 1627-1916 (London: Kegan Paul, 2005).

- (\Rightarrow) Christopher M. Davidson, "Arab Nationalism and British Opposition in Dubai, 1920–1966", *Middle Eastern Studies*, 43: 6 (2007), pp. 879–892.
- ○○九年。
- (6) スティーブン・クラズナーによる主権の分類における国際法的主権は、本稿で言うところの主権国家体制に近い。また、ロバート・ジャクソンによる消極的主権についての議論も参照のこと。Stephen D. Krasner, Sovereignty: Organized Hypocrisy (Princeton, N.J.: Princeton University Press, 1999); Robert H. Jackson, Quasi-states: Sovereignty, International Relations, and the Third World (Cambridge: Cambridge University Press, 1990).
- (~) Anthony Shierlie, A True Report of Sir Anthony Shierlies Iourney Ouerland to Venice, Frō Thence by Sea to Antioch, Aleppo, and Babylon, and Soe to Casbine in Persia: His Entertainment There by the Great Sophie (London), 1600.
- (∞) J. B. Kelly, Arabia, the Gulf and the West (New York: Basic Books, 1980), p. 61; Arnold T. Wilson, The Persian Gulf: An Historical Sketch from the Earliest Times to the Beginning of the Twentieth Century (Oxford: Clarendon Press, 1928).
- (Φ) Sultan ibn Muhammad al-Qasimi, The Myth of Arab piracy in the Gulf, (2nd ed., London: Routledge, 1988).
- (2) James Onley, The Arabian Frontier of the British Raj: Merchants, Rulers, and the British in the Nineteenth-Century Gulf (Oxford: Oxford University Press, 2007).
- rates: A Society in Transition (New ed., London: Longman, 1996); コンリーらに代表される研究として、次のものが挙げられ

Rosemarie Said Zahlan, The Making of the Modern Gulf States: Kuwait, Bahrain, Qatar, the United Arab Emirates and Oman (Revised and updated ed., Reading: Ithaca Press, 1998); Onley, op.cit. さらに、宗主国と従属地域との協調、共生関係に注目したイギリス帝国史研究の蓄積も重要である。Ronald Robinson, "Non-European Foundations of European Imperialism: Sketch for a Theory of Collaboration", in Roger Owen and Bob Sutcliffe eds., Studies in the Theory of Imperialism (London: Longman, 1972, pp. 117–142); John Darwin, The Empire Project: the Rise and Fall of the British World-System, 1830–1970 (Cambridge: Cambridge University Press, 2009).

- (2) James Onley, "Britain's Informal Empire in the Gulf, 1820–1971", Journal of Social Affairs, 22: 87 (2005), p. 30; James Onley, "The Politics of Protection in the Gulf: The Arab Rulers and the British Resident in the Nineteenth Century", New Arabian Studies, 6 (2004), pp. 36–7, 42–3.
- (A) Charles E. Davies, The Blood-Red Arab Flag: An Investigation into Qasimi Piracy, 1797–1820 (Exeter: University of Exeter Press, 1997), p. 276.
- (4) J. B. Kelly, Britain and the Persian Gulf, 1795–1880 (Oxford: Clarendon Press, 1968).
- (台) James Onley, Britain and the Gulf Shaikhdoms, 1820–1971.
 The Politics of Protection (Doha: Center for International and Regional Studies, Georgetown University, 2009).
- (2004), pp. 75–6.
- (\(\sigma\)) Edward Keene, "Mapping the Boundaries of International Society in the Nineteenth Century: Expansion or Stratification?" (unpublished conference paper presented at the Annual Meeting of the Amercian Political Science Association, 2008), pp. 16-20.

- 18) 一連の条約の詳細については次を参照。C. U. Aitchison, A Collection of Treaties, Engagements and Sanads Relating to India and Neighbouring Countries, vol. 11, Delhi: Government of India, (1933); Kelly, op.cit. (1968).
- (2) Adda B. Bozeman, The Future of Law in a Multicultural World (Princeton: Princeton University Press, 1971); James Piscatori and Moorhead Wright, "Cultural Diversity and Internationa Law: Problems of Normative Order in International Relations," in Kenneth W. Thompson ed, Community, Diversity, and a New World Order: Essays in Honour of Inis L. Claude, Jr (London: University Press of America, 1994), pp. 21–45.
- (\Re) John Gallagher and Ronald Robinson, "The Imperialism of Free Trade", *The Economic History Review*, 6: 1 (1953), pp. 1–5; P. J. Cain and A. G. Hopkins, *British Imperialism: Innovation and Expansion*, 1688–1914 (London: Longman, 1993).
- (전) A. G. Hopkins, "Informal Empire in Argentina: An Alternative View", Journal of Latin American Studies, 26 (1994), pp. 469-
- (22) Only, op.cit. (2005).
- (3) イギリス帝国とオマーンとの関係については、Matsuo Masaki, "A Study of Titles of Rulers of the Al Bu Sa'id Dynasty: Britain's 19th Century Legitimization of Oman's Dynasty Hitory", Annals of Japan Association for Middle Eastern Studies, 19: 1 (2003), pp. 153-74 を参照。
- (1) Onley, op. cit. (2009), p. 11
-) Zahlan, op.cit., pp. 23–6.
- (육) Julian Walker, Tyro on the Trucial Coast (Durham: The Memoir Club, 1999), pp. xi-xiv, 109-21.
- Telephone interviews with Julian Walker, 19, 21 October

- (🗙) Julian Walker, "Personal Recollections of the Rapid Growth of Archives in the Emirates", The Historical Documetns on Arab op.cit (1999), p. 121. tre for Documentation and Research, 2002), pp. 39-40; Walker, History in the Archives of the World Conference (Abu Dhabi: Cen-
- (왕) Bullard to Crawford, "Dubai and the Northern Trucial States National Archives, Kew (TNA). Review of the Year 1969", 30 December 1969, FCO 8/1509, The
- Coles to Everard, 15 February 1971, FCO 8/1782, TNA
- 〇〇八年、一一四〇頁に倣った。 ペルシャ湾弁務官Political Residentの訳は、保坂修司「真珠の ―石油以前のペルシャ湾――」『イスラム科学研究』四号、二
- なっていた。 や日本にとってはペルシャ湾地域はすでに特に重要な石油輸入元と ていたわけではないが、イギリスの同盟国である西ヨーロッパ諸国 一九六○年代、イギリスがこの地域からの石油に大幅に依存し
- and Commonwealth History, 37: 1 (2009), pp. 99-117. sian Gulf, 1964-68: A Pattern and a Puzzle", Journal of Imperial Shohei Sato, "Britain's Decision to Withdraw from the Per-
- Roberts to Brown, 11 January 1968, FCO 46/43, TNA
- to Foreign Office, Telegram No. 34, 10 January 1968, PREM 13/2209; Roberts to Brown, 11 January 1968, FCO 46/43, TNA. Abu Dhabi to Foreign Office, 10 January 1968; Bahrain
- ్లు Dubai to Foreign Office, 9 January 1968, Bahrain to Foreigr Office, Telegram No. 34, 10 January 1968, PREM 13/2209, TNA.
- িন্ন) Riyad Nahib al-Rayis, Watha'iq al-Khalij al-'Arabi, 1968-El-Rayyes, 1987), p. 25. 特殊フォントによるアラビア語の転写は割 1971: Tamuhat al-Wahdah wa Humum al-Istiqlal (London: Riyad

- (%) Ibid., pp. 25–29; Agreement of the Union of Arab Emirates, dle East Centre Archive, St Antony's College, Oxford niqués & Documents", file 1, Sir Geoffrey Arthur Collection, Mid-"Union of Arab Emirates. Resolutions, Decisions, Joint Commu-
- (会) Report by Ash, "A Talk with the Ruler", 4 March 1969, WO uary 1969, FCO 8/1004, TNA. 337/18; Report by Crawford, "Annual Review of Bahrain", 4 Jan-
- (\mathbb{A}) "Persian Gulf: Annual Review for 1968", from Crawford to Stewart, 14 January 1969, FCO 8/927, TNA.
- (국) Roham Alvandi, "Muhammad Reza Pahlavi and the Bahrain 37: 2 (2010), pp. 159–177. Question, 1968-1970", British Journal of Middle Eastern Studies
- (4) Commonwealth, European and Overseas Review, no. 26, tionery Office), cols. 1970-1. Official Report, Fifth Series, vol. 756 (London: Her Majesty's Sta-1968, p. 12; Parliamentary Debates (Hansard): House of Commons
- Parliamentary Debates (Hansard), vol. 812, cols. 1227-9
- ref. 5726, papers of the British Petroleum Co Ltd and BP Trading Ltd, BP Archive, University of Warwick, Coventry. "Eastern Agencies Cost and Profitability - Airfield Cost Reports", Withdrawal from Bahrain and Sharjah", 16 August 1971, in From Hyem to McKern, "Expected Cost to BP of the R.A.F.
- (4) Wm. Roger Louis, "The Withdrawal from the Gulf", Ends of gion, New York, NY: Palgrave Macmillan, 2008, pp. 169-208; Si mon C. Smith, Britain's Revival and Fall in the Gulf: Kuwait American Ascendance and British Retreat in the Persian Gulf Renization (London: I. B. Tauris, 2006), pp. 898-902; W. Taylor Fain, British Imperialism: The Scramble for Empire, Suez and Decolo-

ledgeCurzon, 2004), pp. 78-150 Bahrain, Qatar, and the Trucial States, 1950–71 (London: Rout-

- Walker to Wright, 6 June 1971, FCO 8/1761, TNA
- Walker to London, 13 July 1971, FCO 8/1761, TNA
- Ibid.; Telephone interviews with Julian Walker, 19, 21 Octo-
- op.cit. (2002), pp. 46-7. Walker to London 15 July 1971, FCO 8/1761, TNA; Walker,
- Persian Gulf Gazette, 20: 1 (1972), pp. 3-9. lating to Aden and the Gulf, Exeter University Library. やお、コ で、その後も様々な法的な管轄の移譲は翌年三月まで続いた。The AEのイギリス帝国からの法的な完全独立は一九七一年一二月 al-Rayyis, op. cit., pp. 647–655; Papers of Sir William Luce Re
- Qatar", 14 July 1971, Nixon Presidential Materials Staff, NSC President, "U.S. Recognition of the Gulf States of Bahrain and 'Arabi, 1968–1971: Dirasah wa Watha'iq (Doha: Dar al-Thaqafah tional Archives and Records Administration, College Park, MI Files, Country Files, Middle East, Box 632, Trucial States, Na-18 June 1971, DOP(71)34, CAB 148/116, TNA; From Haig to 1991); Memorandum by SOSFA, "Policy in the Persian Gulf" Qatar wa Ittihad al-Imarat al-'Arabiyah "al-Tis" fi al-Khalij al Ahmad Zakarya al-Shalaq and Mustafa 'Aqil al-Khatib
- (2) Department of State to Dhahran and London, "Possible 2632, POL TRUCIAL ST, NARA. Ral al-Khaimah Interest in Military Installations", 10 Septem-November 1971, RG 59, Subject Numeric Files, 1970-73, Box ber 1971; Dhahran to Secretary of State, "Ras al-Khaimah", 30
- Wm. Roger Louis and Ronald Robinson, "The Imperialism of

22: 3 (1994), pp. 462-511. Decolonization", Journal of Imperial and Commonwealth History,

tizing Modernity in International Relations", International Organization, 47: 1 (1993), pp. 139-40. John Gerard Ruggie, "Territoriality and Beyond: Problema

(さとう しょうへい 早稲田大学